

七尾ごころ

広報ななお
災害広報
第2号
令和6(2024)年
4月5日発行

総合支援窓口の様子 (パトリア 4階 多目的ホール)



総合支援窓口を開設しています (パトリア 4階 多目的ホール)

窓口は混み合うことがありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

■開設時間 9:00～17:00(土・日、祝日も手続きできます)

■手続きできる内容

- | | |
|-----------------|---------------|
| ①住宅の応急・緊急修理制度 | ②応急仮設住宅の入居制度 |
| ③住宅の解体・撤去制度 | ④被災者生活再建支援金 |
| ⑤災害義援金(人的・住家被害) | ⑥災害義援金(特別給付分) |

※手続きできる内容は予告なく変更となることがありますので、ご了承ください。

掲載している内容は3月27日時点の情報です

支援制度の内容や受け付けの状況は日々更新されているため、最新の情報は市ホームページをご覧ください。

災害に関する情報は「インフォメールななお」や「市公式LINE」で、随時受け取ることができます。



市ホームページ



市公式LINE



インフォメール

令和6年度当初予算(骨格予算)・補正予算

復旧・復興の加速に向けた当初補正予算を合わせて計上

令和6年度当初予算は、震災からの復旧・復興に注力するため、行政サービスを維持していくための経常的な経費や義務的経費に限定した「骨格予算」として編成し、復旧・復興に向けたさらなる支援を行うための経費は当初補正予算として計上しました。

当初予算で計上しなかった政策的な経費などは、復旧状況を見極めながら6月以降に計上します。

一般会計

444億2,594万円

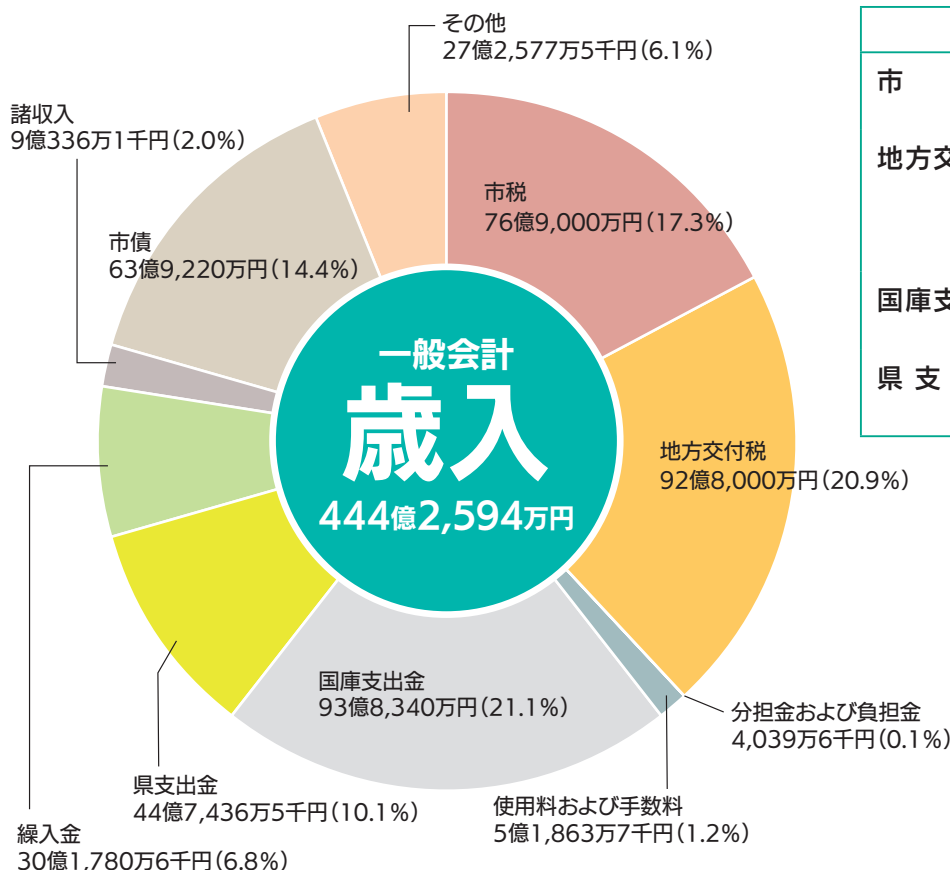
(対前年度比 125億3,977万3千円増 +39.3%)

当初予算：273億3,000万円 当初補正予算：170億9,594万円

予算総額

799億5,027万7千円

(一般会計・特別会計を合わせたもの)



用語解説／歳入

- 市 税**：市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税など
- 地方交付税**：地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるように国が地方公共団体へ交付するもの
- 国庫支出金**：各種事業に対する国からの補助金など
- 県支出金**：各種事業に対する県からの補助金など

用語解説／歳出

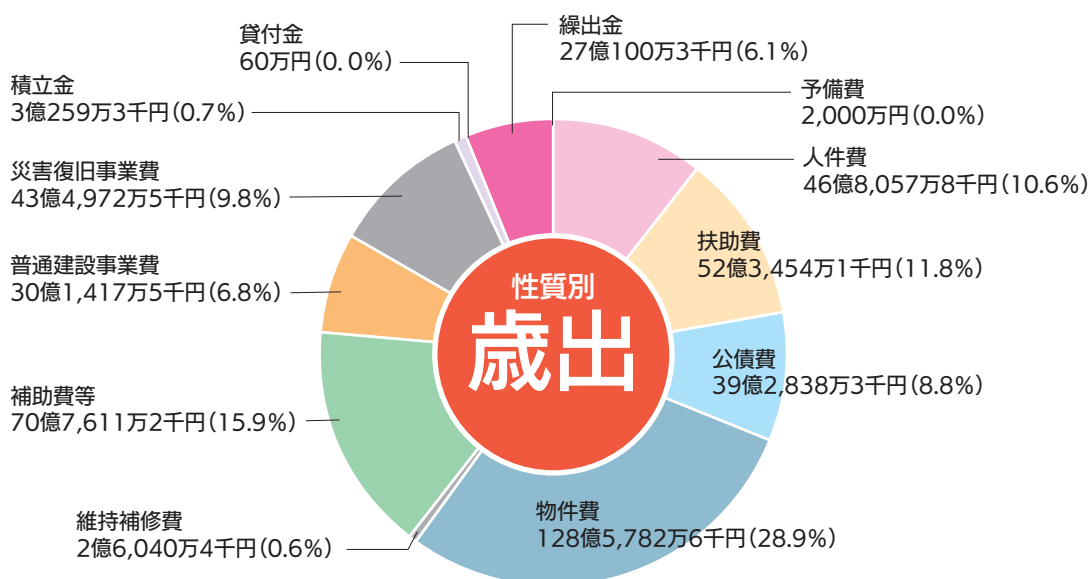
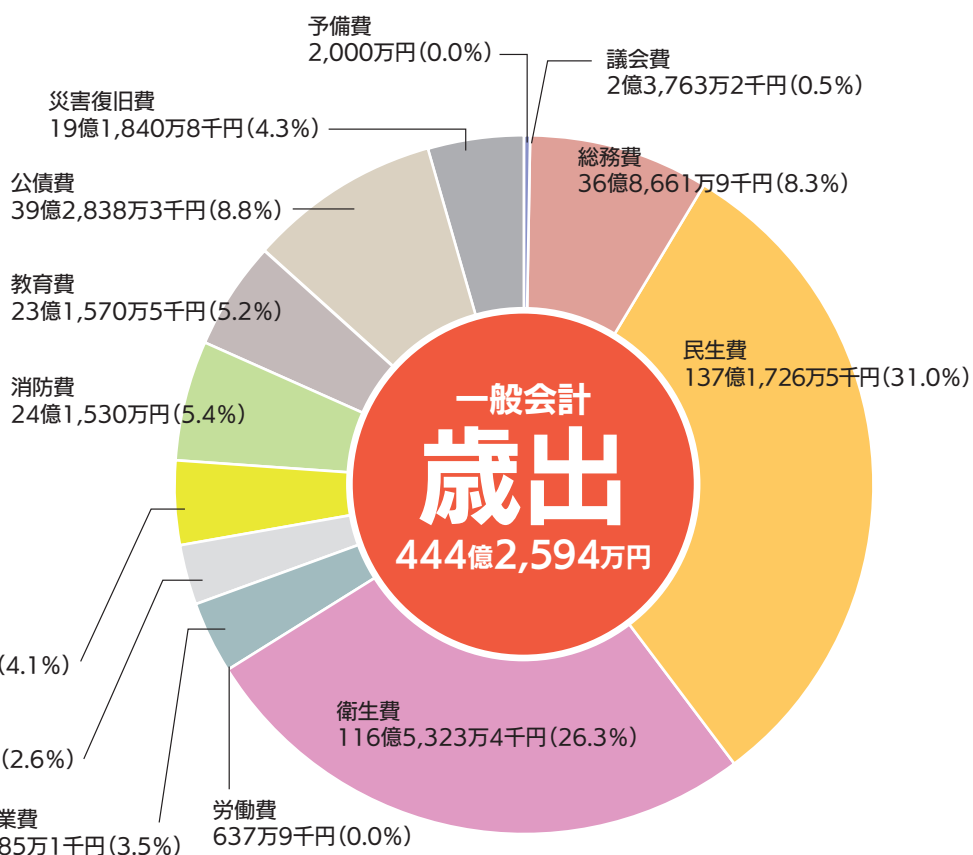
総務費：市の事務、庁舎管理、市民活動の推進などに要する経費

民生費：児童、高齢者、障害者福祉、生活保護、福祉医療などに要する経費

衛生費：各種健診、予防接種、環境保全、ごみ処理、し尿処理などに要する経費

教育費：学校教育やスポーツ・文化の振興などに要する経費

公債費：市債を返済する元利償還金などの経費



公営企業会計以外の特別会計

特別会計	金額	対前年比
ケーブルテレビ事業特別会計	3億9,731万3千円	(9.3%減)
国民健康保険特別会計	56億5,910万2千円	(4.3%増)
後期高齢者医療保険特別会計	10億403万円	(7.8%増)
介護保険特別会計	72億2,164万3千円	(0.1%減)
公設地方卸売市場事業特別会計	3億6,978万1千円	(273.0%増)

公営企業会計

事業会計	金額	対前年比
水道事業会計	33億2,733万5千円	(12.5%増)
下水道事業会計	56億1,571万7千円	(8.3%増)
病院事業会計	119億2,941万6千円	(11.2%増)

令和6年能登半島地震からの 復旧、復興に向けた主な事業(当初補正予算)

- 新** 災害廃棄物処理費……………82億6,800万円
被災家屋などの公費解体、自費解体に対する補助、災害廃棄物仮置場運営費
- 拡** 被災者生活再建支援金……………17億1,200万円
市独自の被災者生活再建支援金の給付
- 新** 浄化槽等災害復旧支援事業費……………7億2,000万円
被災した個人設置型浄化槽などの修理に対する補助
- 新** 被災者見守り・相談支援等事業費……………4,800万円
応急仮設住宅などに入居する被災者の孤立や関連死を防止するための見守りなどの支援
- 被災住宅応急修理事業費……………24億7,520万円
住宅の日常生活に必要な不可欠な部分の修理支援
- 新** 仮設店舗整備事業費……………1億5,840万円
事業者(商店街など)の意向調査に基づく仮設店舗の整備
- 新** なりわい支援補助金……………2億円
なりわい再建支援補助金などの国・県補助金への上乗せ補助
- キャッシュレス決済ポイント還元事業費……………3億8,872万5千円
キャッシュレス決済によるポイント還元事業の第7弾(6月1日～7月31日)
- 新** 経営体育成促進事業費……………1億6,720万円
農業用機械や農業施設の修理、再整備、畜舎などの修理に対する補助
- 新** 農地等手作り復旧支援事業費……………1億5,200万円
被災した農地や農業用施設における地域が行う小規模な災害復旧に対する補助
- 新** 農業用施設緊急点検事業費……………1,000万円
目視確認が困難なパイプライン、ポンプ設備などの緊急点検に対する補助
- 道路や河川、港湾、その他公共施設などの災害復旧事業費……………19億1,840万8千円

次ページからは、令和6年能登半島地震の被災者支援制度をご案内します。
※これまでにご案内した制度も含まれます。

支援金・義援金

【対象拡大】被災者生活再建支援金

市独自支援として、り災証明書で住宅の被害状況が「準半壊」「一部損壊」と判定された人へ、被災者生活再建支援金(加算支援金)を支給します。

■対象世帯と支給額(カッコ内は単身世帯の支給額)

区分	基礎支援金	加算支援金		合計
	支給額	住宅の再建方法	支援金額	
全壊 解体※ 長期避難	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円(150万円)	300万円(225万円)
		補修	100万円(75万円)	200万円(150万円)
		賃借	50万円(37.5万円)	150万円(112.5万円)
大規模半壊	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円(150万円)	250万円(187.5万円)
		補修	100万円(75万円)	150万円(112.5万円)
		賃借	50万円(37.5万円)	100万円(75万円)
中規模半壊 半壊	—	建設・購入	100万円(75万円)	100万円(75万円)
		補修	50万円(37.5万円)	50万円(37.5万円)
		賃借	25万円(18.75万円)	25万円(18.75万円)
準半壊	—	建設・購入	20万円(15万円)	20万円(15万円)
		補修	10万円(7.5万円)	10万円(7.5万円)
		賃借	5万円(3.75万円)	5万円(3.75万円)
一部損壊	—	建設・購入	2万円(1.5万円)	2万円(1.5万円)
		補修		
		賃借		

※お住まいの住宅が半壊(大規模半壊、中規模半壊を含む)、または敷地に被害が生じたことで倒壊の危険などがあり、やむを得ず解体した場合

■申請期限

・基礎支援金：令和7年1月31日(金)まで ・加算支援金：令和9年2月1日(月)まで

※準半壊、一部損壊の受け付けは、4月中に開始する予定です。決まり次第お知らせします。

■申請先

総合支援窓口(パトリア4階 多目的ホール) ④番窓口

問 防災交通課 ☎53-6880

義援金(特別給付分)の申請が始まっています

■対象となる人、配分金額

対象	金額
1月1日時点で、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に住居登録がある人 ※住民登録がない場合でも、居住実態があったときは、証明できる書類を提出することで対象と認められることがあります。	5万円/人

■申請方法

1. オンライン申請 石川県特設サイトからお手続きください。
2. 郵送申請
宛先：令和6年能登半島地震義援金特別給付分事務局
〒920-0907 金沢市青草町88
近江町いちば館5階 (株)ゼロインフィニティ北陸支社
3. 窓口申請 申請先：総合支援窓口(パトリア4階 多目的ホール) ⑥番窓口



県特設サイト

■必要書類

- ・申請書
※県特設サイトからダウンロード、または総合支援窓口や市内郵便局(簡易郵便局を除く)にも設置しています。
- ・対象となる人の身分証明書の写し(給付対象者全員分)
- ・振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し
- ・居住を証明する書類の写し(住民登録のない人のみ)
※電気、ガス、水道などの料金明細書など

問 石川県コールセンター ☎0120-102-829
受付時間 9:00～18:00(土・日、祝日含む)

義援金(第一次配分)の申請

■対象となる人、配分金額

人的被害	金額	住家被害	金額
死者・行方不明者	20万円/人	全壊、みなし全壊	20万円
重傷者 ※1カ月以上の治療を要する人	10万円/人	大規模半壊	15万円
		中規模半壊	10万円
		半壊	5万円

■申請方法

1. 郵送申請
宛先：〒926-0811 七尾市御祓町1番地 パトリア3階
七尾市役所健康福祉部福祉課
2. 窓口申請 申請先：総合支援窓口(パトリア4階 多目的ホール) ⑤番窓口

問 福祉課 ☎53-3625

災害ごみの処理、家屋の解体・撤去

災害ごみの受け入れ期間を延長しています

市内3カ所の災害廃棄物仮置場の受け入れ期間を延長し、次のとおり運用を一部変更します。
なお、持ち込みできるごみの種類に変更はありません。あらかじめ分別した上で、お越してください。

1. 延長後の開設期間

場所	開設期間
能登香島駐車場	5月31日(金)まで ※4月8日(月)から毎週月曜日は休業。ただし、大型連休中の4月29日(月)、5月6日(月)は開設日とし、5月7日(火)を休業日とします。
中島お祭り資料館・お祭り伝承館(祭り会館)祭り広場	5月6日(月)まで ※4月12日(金)から毎週金曜日は休業。ただし、5月3日(金)は開設します。
大田除雪ステーション	5月31日(金)まで ※4月10日(水)から毎週水曜日は休業。ただし、5月1日(水)は開設します。

※上記以外でも、荒天などにより利用者の安全確保が困難と判断したときは休業することがあります。

2. 能登香島駐車場に持ち込める日の指定を解除します【4月9日(火)以降】

これまで、能登香島駐車場への持ち込みは、奇数日が旧七尾地区の人、偶数日が田鶴浜地区、中島地区、能登島地区の人に指定していましたが、4月9日(火)以降は奇数日、偶数日を問わず全ての地区の人がご利用いただけます。

問 環境課 ☎53-8421

被災家屋の解体・撤去

公費解体制度

所有者の申請により、市が代わりに解体・撤去

■申請期限
令和7年8月29日(金)



詳細はこちら

自費解体制度

所有者自身で解体・撤去した際、費用の全部または一部を償還

■申請期限
11月29日(金)



詳細はこちら

■申請先 総合支援窓口(パトリア4階 多目的ホール) ③番窓口
制度の詳細や申請に必要な書類などは、市ホームページをご確認ください。

【ご注意ください】

- ・住宅の応急修理支援制度との併用はできません。
- ・り災証明書が発行されない建物は、市が認定調査(現地調査)を行い、解体・撤去の対象となるか判断します。
- ・自費解体の場合、損害の程度は事後判断となります。被災状況の分かる写真が必要です。写真で判定できない場合は、償還の対象となりません。
※撮影の留意点は、市ホームページをご確認ください。
- ・自費解体制度での償還額は、①解体・撤去費用のうち対象となる項目の金額の合計と、②石川県が定める基準により市が算出した金額のどちらか少ない金額が上限です。

問 環境課 ☎53-8421

住まいに関すること

住宅の応急修理支援

■対象となる住宅

被害を受けた時点で住んでいた建物で、り災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊のいずれかに判定された住家(空き家や倉庫、店舗などは対象外)

- 申請前の修理も対象となりますが、「修理箇所が分かる着工前後の写真」が必要です。忘れずに撮影してください。写真のないものは、対象外となる可能性があります。
- 修理費用は、限度額までの範囲内で、市が業者に直接支払います。

■修理箇所 ※詳細は要相談

屋根、壁、床、ドアなどの開口部、トイレ、上下水道配管など日常生活に不可欠な部分

■限度額(1世帯あたり)

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊	70万6千円
準半壊	34万3千円

■工事の完了期限

12月31日(火)

■申請先

総合支援窓口(パトリア4階 多目的ホール) ①番窓口

問 都市建築課 ☎53-8429

賃貸型応急住宅(みなし仮設)の入居支援

民間の賃貸アパートなどの入居費(家賃、敷金・礼金など)を支援します。石川県および富山県、福井県、新潟県にある住宅が対象です。

■対象となる人

- 住宅が全壊、全焼または流出し、居住する住宅がない人
- 住宅が半壊(大規模半壊、中規模半壊を含む)し、住宅として再利用できないため、やむを得ず解体する人
- 二次災害などにより被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路など)が途絶している、避難指示を受けているなど、長期にわたって居住できないと市が認める人
- 住宅の応急修理支援の利用者で、修理に必要な期間が1カ月を超えると見込まれる人(半壊以上の被害を受け、他の住居の確保が困難な人に限ります)
- その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた人

■入居期間

入居開始から2年以内
(応急修理支援を併用する場合は、最長で6月30日まで)

■住宅の条件

- 家賃が上限の金額を超えないもの(超過分の個人負担は認められません)
- 貸主から同意を得ているもの
- 不動産事業者(仲介業者)があっせんした住宅であること
- 耐震性が確保された住宅であること

■申請先

総合支援窓口(パトリア4階 多目的ホール) ②番窓口

問 都市建築課 ☎53-8429

【参考】石川県内の住宅の上限額

世帯の人数	金沢市 野々市市	その他の 市町
1人	6万円	6万円
2人	8万円	
3～4人	10万円	8万円
5人以上	12万円	11万円

※県外の住宅の上限額は市ホームページでご確認ください。

浄化槽の復旧工事への補助金制度

■対象となる浄化槽

- 個人で設置し、地震による被害を受けた浄化槽で、次の要件を満たすもの
- ・下水道などの集合排水整備区域外であること
 - ・専用住宅、集会所であること(事業所、兼用住宅、賃貸住宅は対象外)
 - ・浄化槽の保守点検、法定点検を受けていること
 - ・被災前に納期限を迎えた市税などを滞納していないこと
 - ・震災復旧に関する他の公費が入っていないこと(住宅の応急修理支援など)

■対象となる経費

浄化槽本体の修理・入れ替え工事に必要な経費(工事に必要となる前後1メートルの配管を含む)

※次の修理や工事は対象外

- ・その他の配管や工事の支障となる工作物の撤去および復旧
- ・単独浄化槽の修理(合併浄化槽への入れ替えは補助の対象)

■補助額

復旧工事にかかる全額(ただし市が必要と認める範囲の工事)

■問い合わせ(申請書の記載方法を含む)

浄化槽コールセンター ☎0120-326-121 受付時間 9:00~17:30(日、祝日は除く)
メール noto@zenjohren.or.jp

■申請書提出先

(公社)石川県浄化槽協会 〒920-0211 金沢市湊2丁目183番地
☎076-225-8819

問 上下水道課 ☎53-1972

災害ボランティアの派遣

震災による自宅の後片付けや荷物の運び出しなどでお困りの人はご利用ください。

■依頼方法

七尾市災害ボランティアセンター(☎58-3953)までご連絡ください。

■受付時間

9:00~16:30(土・日、祝日含む)

■利用にあたってのお願い

- ・専門的、技術的な作業(重機の操作や大作業など)や、危険を伴う作業(屋根の上での作業など)は、ご要望にお応えできないことがあります。
- ・集まったボランティアの人数や天候によっては、すぐに対応できないことがあります。
- ・ボランティアへの食事の用意などは不要です。

家屋の解体が決まった、または解体を検討している人へ

解体が決まった家屋や解体を検討している家屋からの、荷物の運び出しや片付けなどのボランティア派遣は行っていません。

ただし、新たな居住地(市内に限る)へ引っ越し際は、必要な家財道具の運搬のみボランティアを利用できます。引っ越しの際には、お気軽にお問い合わせください。

問 七尾市災害ボランティアセンター ☎58-3953

市税に関するお知らせ

市・県民税、軽自動車税

令和6年度分の納税通知書は通常どおり発送します。納期限までに納付してください。

■市・県民税(普通徴収)

- ・納税通知書の発送時期 6月中旬
- ・納期限

期別	納期限
1期	7月1日(月)
2期	9月2日(月)
3期	10月31日(木)
4期	令和7年1月31日(金)

■軽自動車税

- ・納税通知書の発送時期 5月中旬
- ・納期限 5月31日(金)

固定資産税・都市計画税の納税通知書の発送を延期します

り災証明書の発行や被災家屋の一次・二次調査などの震災対応を優先的に行っているため、毎年4月にお送りしている固定資産税・都市計画税の納税通知書の発送を延期します。発送の時期は未定ですが、準備が整い次第お送りします。

市税の減免制度

地震での人的被害または居住する住家の被害の状況により、市・県民税や固定資産税・都市計画税の減免を受けられる場合があります。対象となる人や手続き方法などの詳細は、受け付けの準備が整い次第、あらためてご案内します。

地震で市税の納付が困難なときは

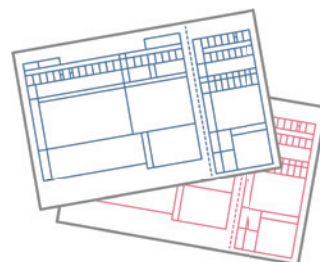
市税を納期限までに納付することが困難な人や事業者を対象に、納付を猶予する制度(徴収猶予)がありますので、税務課までご相談ください。

■対象者

地震により、財産に損害を受けた個人または事業者

■猶予期間

各税目の納期期限から一定の期間



- 問 税務課 ☎53-8412(市民税、軽自動車税に関すること)
☎53-8415(固定資産税・都市計画税に関すること)
☎53-8413(徴収猶予に関すること)

国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料および各保険の一部負担金・利用料の減免

被災し住宅などに被害を受けた被保険者の人を対象に保険税や保険料、一部負担金・利用料の減免を行います。減免割合は各表のとおりです。なお、手続き方法はあらためてお知らせします。

■国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料 (令和6年1月納期分～令和7年3月納期分が対象)

・主たる生計維持者の状態による減免

主たる生計維持者の状態	減免割合
亡くなった 重篤な傷病を負った 行方不明となった	全額
収入が減少した ※令和5年中の収入と比較し、 10分の3以上の減収など	収入の減少の程度 によって定める

・居住する住宅が損害を受けたことによる減免

家屋の損害の状態 (り災証明書の判定)	減免割合
全壊	全額
大規模半壊	2分の1
中規模半壊	2分の1
半壊	2分の1
床上浸水	2分の1以内で 市が定める額

■一部負担金・利用料 (令和6年1月～9月診療分・利用分が対象)

・主たる生計維持者の状態による減免

主たる生計維持者の状態	減免割合
亡くなった 重篤な傷病を負った 行方不明となった 事業の廃止・休止 失職、収入がない	全額

・居住する住宅が損害を受けたことによる減免

家屋の損害の状態 (り災証明書の判定)	減免割合
全壊	全額
大規模半壊	全額
中規模半壊	全額
半壊	全額
床上浸水	全額

問 税務課 ☎53-8412(国民健康保険税)
 保険課 ☎53-8420(国民健康保険一部負担金)
 ☎53-8988(後期高齢者医療保険)
 高齢者支援課 ☎53-8451(介護保険)



被災事業者への支援制度

七尾市なりわい支援補助金

震災からの事業再建に取り組む事業者を対象とした「なりわい再建支援補助金」「小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)」「中小企業者持続化補助金(災害支援枠)」の交付決定を受けた事業者へ、上乘せ補助を行います。

■対象となる事業者

次のいずれかの支援制度の交付決定を受けて、事業を実施する事業者

- ①なりわい再建支援補助金
- ②小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)
- ③中小企業者持続化補助金(災害支援枠)



詳細はこちら

■対象となる経費

施設および設備の復旧・整備、広告掲載など

問 産業振興課 ☎53-8565

■補助率

各支援制度の事業者負担の2分の1 上限：50万円

七尾市物価高騰対策事業者給付金

物価高騰の影響を受ける市内中小企業者の事業継続・経営安定のために給付金を支給します。

■支給額

直近の決算における 水道光熱費および燃料費の合計	1事業者当たりの給付額
50万円以上100万円未満	5万円
100万円以上1000万円未満	10万円
1000万円以上	20万円

※水道光熱費と燃料費の合計が50万円未満のときは対象外



詳細はこちら

問 産業振興課 ☎53-8565

国、県の事業者支援制度 ※詳細は各窓口にお問い合わせください。

石川県なりわい再建支援補助金

地震により、損壊・使用困難となった建物や設備を復旧するための補助金です。

問 事業者向けワンストップ相談窓口(石川県) ☎0120-330-955

小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)

自ら作成した事業の再建に向けた計画に基づいて、事業再建に取り組む小規模事業者へ、経費の一部を補助します。

問 小規模事業者持続化補助金事務局(商工会議所管内) ☎03-6635-2021
石川県商工会連合会(商工会管内) ☎076-268-7300

中小企業者持続化補助金(災害支援枠)

自ら作成した事業の再建に向けた計画に基づいて、事業再建に取り組む中小企業者へ、経費の一部を補助します。(小規模事業者は除く)

問(公財)石川県産業創出支援機構 ☎076-267-5551

七尾市商店街等にぎわい創出支援事業補助金

県が行う「商店街にぎわい創出事業補助金」の対象とならない商店街等組織が行う、にぎわいを創出するための取り組みを支援します。

■対象となる組織

商店街等組織、商店街等組織と民間事業者の連携体など
※県が行う「商店街にぎわい創出事業補助金」の対象組織は除きます。

■対象となる経費

にぎわい創出のためのイベントなどを行うために必要な経費
例：謝金、旅費、設営費、運搬費、備品費、借料・損料、消耗品費、印刷製本費、
広報費、委託費、外注費、補助員人件費など

■補助率

10分の10 下限：30万円 上限：100万円
※1組織につき、2回まで申請可能

問 産業振興課 ☎53-8565



詳細はこちら

七尾市商店街災害復旧事業補助金

被災した街路灯や共同施設などの復旧に取り組む商店街を対象とした、県の「商店街災害復旧事業補助金」の交付決定を受けた商店街等組織へ、上乗せ補助を行います。

■対象となる組織

県の「商店街災害復旧事業補助金」の交付決定を受け、事業を実施する商店街等組織

■対象となる事業

被災した街路灯などの設備の改修、共同施設の改修・建て替えなど

■補助率

商店街等組織が負担する分の2分の1 上限：100万円

問 産業振興課 ☎53-8565



詳細はこちら

能登半島地震支援融資信用保証料補助事業

震災からの事業再建に取り組むにあたり、国や県の補助事業を活用してもなお、多額の経費を必要とする事業者に対し、借り入れの際に支払った信用保証料の補助を行います。

■対象となる事業者

「令和6年能登半島地震災害対策特別融資保証」の限度額を超えて借り入れる際に、
信用保証協会の災害関係保証を利用した事業者

■補助率

10分の10 上限：100万円

問 産業振興課 ☎53-8565



詳細はこちら

農業従事者への支援制度

被災した農業用機械の修理・再取得、農業施設などの修理・再整備

1. 農業用機械の修理・再取得

■対象

農業用機械、生産した農産物の加工用機械

例：トラクター、田植え機、コンバイン、穀物乾燥機、農業専用トラックなど

■補助率

修理・再取得・再整備にかかる費用の10分の9



2. 農業施設などの修理・再整備

■対象

農産物の生産・加工に必要な施設の処分(解体、廃材の運搬)および修理・再整備

例：格納庫、農舎、農業用ハウス、加工施設など

■補助率

修理・再整備にかかる費用の10分の9(農業用ハウスなどで、園芸施設共済に未加入の場合は10分の7)

- ・申請には、被災状況が確認できる写真などが必要です。
- ・1月1日以降の取り組みであれば、本制度の手続き前の取り組みも対象です。ただし、その際は見積書や領収書などの支払い関係書類が必要です。

☎ 石川県・北陸農政局・JAグループによる現地相談窓口
☎0120-338-570

被災して損壊した畜舎の修理など畜産農家への支援

1. 畜舎の損壊などに伴う家畜の避難のための仮設畜舎の整備、損壊した畜舎などの修理

■補助率 整備・修理にかかる費用の10分の9

2. 一時的な家畜の飼養管理の委託

■補助率 委託費の2分の1

3. 死亡家畜の輸送・処分

■補助率 輸送費・処分費の2分の1

4. 死亡、廃用などした乳用牛、繁殖用雌牛、繁殖用豚(雌雄)の再導入

■補助率 再導入にかかる費用の2分の1

■上限額

・乳用牛、繁殖用雌牛

妊娠牛	27.5万円
その他雌牛	17.5万円

・繁殖用豚

家畜登録機関の証明する純粋種	10万円
その他の繁殖用豚	4万円

- ・1月1日以降の取り組みであれば、本制度の手続き前の取り組みも対象です。ただし、その際は見積書や領収書などの支払い関係書類が必要です。

☎ 石川県畜産振興・防疫対策課 ☎076-225-1623

被災した共同利用施設の修理・再整備

被災したJA、農事組合法人、その他農業者の組織する団体などが所有する共同利用施設の修理・再整備を支援します。

■対象

育苗センター、ライスセンターなどの共同利用施設(倉庫、格納庫を除く)

■補助率

修理・再整備にかかる費用の10分の7

- ・申請には、被災状況が確認できる写真などが必要です。

問 石川県・北陸農政局・JAグループによる現地相談窓口
☎0120-338-570

農地や農業用水路などの小規模な修繕

町会や生産組合などが実施する小規模な修繕への支援を行い、早期の復旧を目指します。

■対象施設

農地、農業用施設(水路、農道、ため池など)

■対象経費

被災箇所1カ所当たり40万円未満の簡易な修繕に係る経費(資材費、リース代、労務費など)

■補助率

対象経費の10分の10

問 農林水産課 ☎53-8510

パイプライン、ポンプ設備などの緊急点検

パイプラインなど目視で確認できない施設の緊急点検にかかる経費を支援します。

■対象施設

パイプラインなど目視点検できない農業水利施設
パイプラインなどの点検のために必要なポンプ、ラバーゲートなどの取水施設
※個人所有のポンプは対象外です。

■対象経費

地震発生後、緊急的に行った点検、調査及び通水試験などにかかる経費
例：ポンプの電気代、ポンプメーカーが行う点検費、施設の委託費など

■補助率

対象経費の10分の10

- ・申請には、点検にかかる請求書、作業者リスト、作業写真が必要です。

問 農林水産課 ☎53-8510

● 今月の市民相談

※祝日は除きます。事情により中止することがあります。

相談の種類	主な内容	場 所	相談日	時 間
消費生活相談 相談担当者：担当職員	悪質商法などの消費者トラブル	本庁 市民相談室	毎週月～金曜日	8:30～17:15
法律相談、クレ・サラ相談 (予約制・先着5人) 相談担当者：弁護士	借家・借地・金銭貸借・多重債務・相続・離婚などの法律問題、クレジット会社やサラ金の借り入れ・連帯保証など金銭問題		4月12日(金) 4月26日(金)	13:00～15:30
登記相談(予約制・先着4人) 相談担当者：司法書士、土地家屋調査士	相続・登記・財産管理・多重債務・土地の境界		4月19日(金)	13:00～15:00
※法律相談、クレ・サラ相談、登記相談は1人30分以内				
行政困りごと相談 相談担当者：行政相談委員	国・県・市などの行政機関に対する意見や要望など	本庁 市民相談室	4月15日(月)	13:00～15:00
市民くらしの相談 相談担当者：民生児童委員、人権擁護委員	日常生活の困り事(民生児童委員) 人権相談(人権擁護委員)		毎月第2、4水曜日 毎月第1、3水曜日	13:00～15:00
行政・市民くらしの相談 相談担当者：行政相談委員、人権擁護委員	行政相談、日常生活の困り事、人権相談	能登島地区コミュニティセンター 田鶴浜地区コミュニティセンター 中島地区コミュニティセンター	4月22日(月)	10:00～12:00 13:00～15:00
女性なんでも相談 相談担当者：担当職員	女性の悩み・DVなど (電話相談あり ☎53-1112)	本庁 市民相談室	毎週月～金曜日	8:30～17:15

※以上4つの相談受付は終了の20分前まで

☎ 総務課人権・男女共同参画室 ☎53-1112

児童・ひとり親・女性相談 相談担当者：担当職員	養育・家庭生活・DVなど	パトリア3階 相談室ほか	毎週月～金曜日	8:30～17:15
結婚相談 相談担当者：七尾市認定結婚相談員(縁結びist)	結婚に関する相談	パトリア5階 フォーラム七尾	毎月第1～ 第4火曜日	17:30～19:30
親と子のなんでも電話 相談室(オアシスライン)	対象：小中高生およびその保護者 内容：悩んでいること、困っていることなど (相談専用電話 ☎52-0783)		毎週月～金曜日	13:00～16:00

☎ 子育て支援課 ☎53-8445

☎ スポーツ・文化課 ☎53-3661

こころの健康相談 相談担当者：保健師	心の健康に関する相談	パトリア3階 相談室ほか	毎週月～金曜日	8:30～17:15
-----------------------	------------	-----------------	---------	------------

☎ 健康推進課 ☎53-3623

● 今月の休日医療

	休日歯科当番医 9:00～12:00	休日当番薬局 9:00～12:00(開局時間)	休日在宅当番医 9:00～12:00		小児休日当番医 9:00～12:00 (七尾市・中能登町・羽咋郡市)
			診療科目		
4月14日 (日)	能登歯科医院 ☎72-3911 中能登町能登部上	あおぞら七尾薬局 FAX54-8988 作事町	八野田整形外科医院 ☎54-0811 藤橋町	整形外科	恵寿総合病院 ☎52-3211 富岡町
			おくむら内科胃腸科医院 ☎57-0753 下町	内科・ 胃腸内科	
4月21日 (日)	みやした歯科医院 ☎62-1719 石崎町	あおぞら薬局 中島店 FAX66-8889 中島町浜田	三林内科胃腸科医院 ☎54-0350 府中町	内科・ 胃腸内科	公立能登総合病院 ☎52-6611 藤橋町
			浜岡整形外科クリニック ☎62-8050 石崎町	整形外科	
4月28日 (日)	しみず歯科医院 ☎52-7655 古府町	日本調剤小丸山薬局 FAX52-7818 藤橋町	北村病院 ☎52-1173 御祓町	内科	志賀クリニック ☎0767-32-5307 志賀町高浜町
			かじ内科クリニック ☎76-0002 中能登町二宮	内科・ 消化器内科	
4月29日 (月・祝)	浜岸歯科医院 ☎52-5115 湊町	マツモトキヨシ七尾西店 FAX52-8356 国分町	荒井皮ふ科クリニック ☎53-0134 神明町	皮膚科	国立病院機構七尾病院 ☎53-1890 松百町
			辻口医院 ☎66-0118 中島町浜田	外科・ 循環器科	

※変更になることがありますので、最新情報を新聞または市ホームページで確認し、必ず医療機関に電話して受診してください。
※当番薬局へ行くときは、事前に電話連絡(各店共通携帯電話 090-1310-3909)をしてください。開局時間以外も対応します。

☎ 健康推進課 ☎53-3623

七尾市休日当番医

検索

高齢者用肺炎球菌ワクチンの定期予防接種の接種券を送付します

令和6年度に65歳となる人へ誕生日の月末に接種券を送付します。

また、令和5年度の接種対象者のうち、昭和33年4月2日から昭和34年4月1日に生まれた人は、66歳の誕生日の前日まで接種を受けることができます。

■接種期間

65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで

■対象者

市に住民登録があり、次のいずれかに該当し、接種を希望する人

- ①令和6年度に65歳となる人
 - ②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がある人
- ※過去に接種を受けた人は対象外です。

■費用

2,300円(生活保護世帯は無料)

☎健康推進課 ☎53-3624

令和6年度の国民年金保険料は月額16,980円です

国民年金保険料の納付には口座振替が便利です。

■口座振替の申込窓口

口座振替を行う口座がある金融機関、年金事務所

■持ち物

基礎年金番号が分かるもの(基礎年金番号通知書や年金手帳など)、通帳、金融機関への届け出印

☎七尾年金事務所 ☎53-6511

年金・おくやみコーナー

☎0120-770-372

令和6年度からの新型コロナウイルスワクチン接種

令和6年4月1日から新型コロナウイルスワクチン接種は、定期接種となりました。

定期接種の時期は秋頃の予定です。医療機関の窓口での自己負担は現在調整中です。対象者には、接種の開始時期に合わせて案内を送付します。詳細は送付する案内をご確認ください。

対象者以外の人や、対象者であっても定期接種の期間以外で接種を希望する人は、全額自己負担となります。接種の開始時期は未定です。

最新情報は、厚生労働省または市ホームページをご覧ください。

■対象者

市に住民登録があり、次のいずれかに該当し、接種を希望する人

- ①65歳以上の人
- ②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がある人



☎健康推進課 ☎53-3624

「東アジア文化都市2024石川県」中止のお知らせ

今年開催を予定していた「東アジア文化都市2024石川県」は、令和6年能登半島地震の発生で中止となりました。

☎スポーツ・文化課 ☎53-8437

NANAO 情報通

お知らせと募集

このコーナーは敬称を省略します

状況によりイベントや説明会などが中止・変更となることがあります。開催の有無など、詳細は各問い合わせ先へご確認ください。

市の人口

令和6年2月29日現在
先月比較(△は減) ※外国人含む

世帯	21,556世帯	(△94)
人口	47,804人	(△211)
男	22,842人	(△91)
女	24,962人	(△120)
年齢別人口		
0～20歳	6,704人	
21～64歳	22,140人	
65歳～	18,960人	
転入	72人	転出 207人
出生	10人	死亡 86人
婚姻	13件	その他 0人

愛の献血

5月2日(休)
9:45～12:00
13:00～16:00
七尾市役所本庁舎前
※変更となることがあります。
献血の詳しい情報は

石川県赤十字血液センター

市のシンボル



国民健康保険の異動手続きをお忘れなく

国民健康保険の加入・喪失は、自動的には行われません。忘れずに14日以内に手続きをしてください。郵送による手続きも可能です。

こんなとき	手続きに必要なもの
国民健康保険に加入するとき (職場の健康保険をやめたとき)	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険資格取得届 健康保険の喪失日が記載された証明書 (加入者全員の氏名と喪失日が分かるもの)
国民健康保険をやめるとき (職場の健康保険に加入したとき)	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険資格喪失届 新しい健康保険の保険証 国民健康保険証
修学のため市外に住所を移すとき ※手続きによって七尾市の保険証をそのまま使うことができます。	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第116条該当届 転出する人の国民健康保険証 在学証明書または有効期限が記載された学生証 ※在学中は毎年更新手続きが必要です。

郵送で手続きするときは写しを同封してください。

全ての手続きには、次の①②が必要です。

①窓口に来る人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

②世帯主と対象者のマイナンバー(個人番号)が確認できるもの

※75歳到達により後期高齢者医療制度に移行するときは手続きは不要です。

※他の健康保険(職場の健康保険など)に加入したときは医療機関を受診する際に国民健康保険の保険証を使用しないでください。使用したときは、後日に国民健康保険で負担した医療費を返還していただきます。

問 保険課 ☎53-8420

令和6年能登半島地震 何でも無料電話相談・面談相談

被災した人からの法律相談に弁護士が無料で応じます。

【無料電話相談】

金沢弁護士会

☎080-8995-9483

平日 10:00～12:00

13:00～16:00

※相談者からの電話を受けた後、弁護士から折り返し電話します。受付時に氏名や生年月日、住所などをお尋ねすることがあります。

日本弁護士連合会

☎0120-254-994

平日、土・日、祝日(4月29日を除く) 10:00～16:00

【無料面談相談】

事前に相談日時や場所などをお問い合わせください。

問 総務課人権・男女共同参画室

☎53-1112

法律相談開催

■開催日

4月11日(木)、18日(木)、25日(木)

5月2日(木)、9日(木)

■場所

市役所本庁1階

■時間 13:30～16:00

■申込方法

相談日前日の17時までに電話予約

■定員 5人(先着順)

■相談料 5,500円

※負担が困難な人で、法律援助資力基準に該当するときは無料

※クレサラ相談は初回無料



問 金沢弁護士会 ☎076-221-0242

児童扶養手当が4月分から増額されます

2023年全国消費者物価指数が上がったことにより、児童扶養手当額が3.2%増額されます。

■手当の額

子ども	令和6年 3月分まで	令和6年 4月分から
1人目	10,410円～ 44,140円	10,740円～ 45,500円
2人目	5,210円～ 10,420円	5,380円～ 10,750円
3人目 以降	3,130円～ 6,250円	3,230円～ 6,450円

■児童扶養手当とは

ひとり親家庭などの生活安定と自立促進、子どもの福祉増進を図ることを目的に国から支給される手当です。

問 子育て支援課 ☎53-8445

大型連休中のごみの持ち込み

種類	月日	4月				5月						
		27日	28日	29日	30日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
		(土)	(日)	(月・祝)	(火)	(水)	(木)	(金・祝)	(土・祝)	(日・祝)	(月)	(火)
①・燃えるごみ ・乾電池、蛍光灯、空きびん、鏡など(一般家庭のみ)	ななかりサイクルセンター	△	×	○	○	○	○	○	△	×	○	○
②・埋立ごみ・金物類 ・小型家電 など	ななか中央埋立場	令和6年能登半島地震により休業中										
③・新聞紙、雑誌等、ダンボール、アルミ缶、ペットボトル	常時資源ごみ集積所えーこ屋	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○	×	×	×	×	×	○	○

■受付時間 ○⇒ 9:00～16:00 △⇒ 9:00～12:00 ×⇒休み

(注)田鶴浜、中島、能登島のえーこ屋は休みです。

※場所、料金などは「家庭ごみ収集カレンダー」裏面でご確認ください。

☎①ななかりサイクルセンター ☎68-3200 ②③環境課 ☎53-8421

保護猫活動を行う団体を支援します

■対象団体

市内で保護猫活動を行う、構成員が3人以上の団体

■支援金額

不妊手術	1匹につき5,000円
去勢手術	1匹につき4,000円
捕獲器	1個につき購入費用の2分の1 (上限5,000円)
譲渡会	1回につき開催費用の2分の1 (上限10,000円)

※詳細は市ホームページをご覧ください。

☎環境課 ☎53-8421

古い文書や美術品などをすぐに処分しないでください

地震で被害にあった建物内に、地域の歴史や文化を知る貴重なものがあるかもしれません。

古い文書や美術品などは、処分する前に一度お問い合わせください。

■対象物の一例

- ・民具(農具、漁具、職人道具など)
- ・古い文書や本、写真、雑誌
- ・古い家電(扇風機、洗濯機など)
- ・古いおもちゃ、文房具

☎スポーツ・文化課 ☎53-8437

不要品活用銀行 ～学生服は制服バンクへ～

■ゆずってください

ビリヤードの球・キュー(棒)
折り畳みベッド

※市内居住者限定

※電気製品不可

※登録不要となったときは要連絡
※市内幼保園、小中学校、県内高校の制服は、制服バンクをご活用ください。詳細は親子ふれあいランド(☎52-1476)にお問い合わせください。

☎環境課 ☎53-8421

電気生ごみ処理機購入を支援します

家庭用電気生ごみ処理機の購入費用を助成します。

■対象 市内在住の人

■補助金額

購入額の2分の1に相当する額(上限3万円)

※購入前に補助金申請をしてください。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

☎環境課 ☎53-8421

マイナンバーカード受け取り専用の休日窓口を開設します

マイナンバーカード交付申請を行った後、受け取りに来庁していない人を対象に、休日交付窓口を設けます。

※2日前までに電話予約が必要です。
※必要なものは予約時にご確認ください。

■日時

4月14日(日)、28日(日)
9:00～12:00

■場所

市民課(ミナクル2階)

■カード受け取りに必要なもの

- ・交付通知書(はがき)
- ・本人確認書類
顔写真付きは1点
顔写真なしは2点
- ・通知カード

■その他に受け付けできること

- ・マイナンバーカード交付申請
- ・暗証番号の再設定
- ・電子証明書の更新
- ・転入後の継続利用
- ・氏名または住所変更後の券面更新
- ・在留期間変更後の有効期間変更
- ・一時停止解除

☎市民課 ☎53-8417

主な被災者支援制度の一覧

	り災証明書の判定						掲載ページ
		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	
○：該当 －：非該当 空白：り災証明書不要							
支援金・義援金	被災者生活再建支援金 <small>※準半壊、一部損壊分の受け付けは4月中に開始予定</small>	○	○	○	○	○	5ページ
	石川県災害義援金(特別給付分)						6ページ
	石川県災害義援金(人的被害)						
	石川県災害義援金(住家被害)	○	○	○	○	－	
住宅に関する支援	被災家屋の解体・撤去 (公費解体制度、自費解体制度)	○	○	○	○	－	7ページ
	住宅の応急修理支援	○	○	○	○	○	8ページ
	賃貸型応急住宅(みなし仮設)	○	○	○	○	－	
	浄化槽の復旧工事への補助制度						9ページ

事業者支援 → 12、13ページ

七尾市なりわい支援補助金
七尾市物価高騰対策事業者給付金
七尾市商店街等にぎわい創出支援事業補助金
七尾市商店街災害復旧事業補助金
能登半島地震支援融資信用保証料補助事業

農業者支援 → 14、15ページ

農業用機械、農業施設などの修理・再取得
損壊した畜舎の修理など畜産農家への支援
共同利用施設の修理・再整備
農地・農業用水路などの小規模修繕
パイプライン、ポンプ設備などの緊急点検

その他の支援制度・お知らせ

災害ごみの受け入れ期間延長 → 7ページ
災害ボランティアの派遣 → 9ページ
市税に関するお知らせ → 10ページ
国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険のお知らせ → 11ページ

復旧作業の際は安全確保をお願いします

- ・作業はできるだけ一人で行わないようにしましょう。
- ・無理をせず、休憩を挟むようにしましょう。
- ・手袋やヘルメット、ゴーグルなどを着用し、けがを防ぐようにしましょう。
- ・引き続き余震の恐れがあります。すぐに避難できる場所や経路をあらかじめ確認しておきましょう。